戸籍・届け出・証明

戸籍

市民課	☎443-2075

各行政サービスセンター市民係 / 各中核型地区センター

大沢野	☎467-5810	大山	☎483-1212
八尾	☎454-3114	婦中	☎465-2115
山田	☎457-2111	細入	☎485-2111

各地区センター（P8をご覧ください）
とやま市民交流館（CiC 3階） ☎444-0640

■主な届け出

種類	届け出の期限	届け出人	届ける所	届け出に必要な主なもの
婚姻届	届け出の日から効力があります	夫と妻	夫か妻の本籍地、住所地、所在地の市区町村役場	・成年者の証人2名必要（署名）
転籍届	届け出の日から効力があります	筆頭者とその配偶者	本籍地、または届け出人の住所地、所在地、転籍地の市区町村役場	
養子縁組届	届け出の日から効力があります	養親と養子 ※15歳未満のときは法定代理人	養親か養子の本籍地、住所地、所在地の市区町村役場	・成年者の証人2名必要（署名） ・未成年者を養子にする場合は家庭裁判所の審判書の謄本（例外もあり）
離婚届	届け出の日から効力があります	夫と妻	本籍地、夫か妻の住所地、所在地の市区町村役場	・協議離婚の場合、成年者の証人２名必要（署名） ・調停や裁判の場合は審判書の謄本など
出生届	生まれた日から14日以内	父母（婚姻届を出していない場合は母）、同居者、医師、助産師の順	本籍地、出生地、または、届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・児童手当の振込のための預金通帳 ・出生子が加入する健康保険資格情報が確認できるもの
死亡届	死亡の事実を知った日から７日以内	同居親族、その他の親族、同居者、家主、地主、土地家屋の管理人、後見人など	死亡者の本籍地、死亡地、または届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	・死亡診断書
死産届	死産した日から７日以内	父母（婚姻届を出していない場合は母）同居者、医師、助産師の順	住所地、所在地、または死産したところの市区町村役場	・医師の診断書
その他	・上記のほかに、養子離縁届、認知届、未成年者の後見届、失踪届、復氏届、入籍届、分籍届、氏の変更届、名の変更届、就籍届、戸籍訂正申請、国籍取得届などがあります。添付書類や必要なものについては、お問い合わせください。 ・届け出の用紙は市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センター、各地区センターおよび、とやま市民交流館（CiC 3階）の各窓口にあります。また、出生届、死亡（産）届の用紙は病院にもあります。			

＊平日の時間外および土曜、日曜、祝日は、富山市役所監視センター（地下1階）、各行政サービスセンター宿直室で受け付けます。
＊婚姻、養子縁組届などについては、事前に市民課、行政サービスセンター市民係・中核型地区センター・地区センターで内容の審査を受けてから提出してください。
＊届け出人は、届書に必要事項を記入し、届出人署名欄に署名してください。

住民登録

市民課	443-2050

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

■主な届け出

届け出の用紙は窓口にあります。

種　類	届け出の期　限	届け出に必要な主なもの
転入届 新たに富山市に住所を定めたとき	転入した日から14日以内	◎他の市町村から転入したとき ・転出証明書またはマイナンバーカード ・転入者全員の在留カード等（外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※ ・児童手当・こども医療の申請に必要な書類（該当者のみ）
		◎外国から転入したとき ・転入者全員のパスポート ・富山市に本籍がない場合は、戸籍の全部事項証明（または個人事項証明）と戸籍の附票 ・転入者全員の在留カード等（外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※
転居届 市内で住所を変えたとき	転居の日から14日以内	・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・転居者全員の在留カード等（外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※
転出届 富山市外へ住所を移すとき（国外含む）	転出する前にあらかじめ届け出（1カ月前から受付可）	・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・届ける方の本人確認書類※
世帯変更届	変更の日から14日以内	・届ける方の本人確認書類※

※届け出人の本人確認をさせていただきますので、官公署発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）をお持ちください。
※一部の手続きができない窓口があります。

印鑑登録

市民課	443-2050

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

■印鑑に関すること

届け出に必要な申請書などは窓口にあります。

●印鑑登録の申請

登録できる人	・本市に住民登録されている方
登録できない人	・15歳未満の方
申請に必要なもの	・印鑑登録申請書 ・登録する印鑑（大量生産されているものは不可） ・本人確認書類 ＊1 ・代理人申請のときは代理権授与通知書（即日登録不可）＊2 ・印鑑登録証交付手数料…300円

※地区センターでは、即日登録はできません。

●印鑑登録証明書

申請に必要なもの	・証明手数料…300円 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」 ・印鑑登録証明書交付申請書 ・窓口に来られる方の本人確認書類

●印鑑の変更

申請に必要なもの	・印鑑登録申請書 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」がある場合はそのカード ・印鑑（改めて登録する印鑑） ・本人確認書類 ＊1 ・代理人申請のときは、代理権授与通知書 ＊2

※手続きは、印鑑登録申請の場合と同じです。

●印鑑登録証の亡失

申請に必要なもの	・印鑑登録証亡失届 ・代理人による届け出のときは、あらかじめ亡失届に代理人に届け出を委任する旨の代理権授与通知書、本人と代理人の本人確認書類

●印鑑登録の廃止

申請に必要なもの	・印鑑登録廃止届 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」 ・代理人による届け出のときは、あらかじめ廃止届に代理人に届け出を委任する旨の代理権授与通知書、本人と代理人の本人確認書類

＊1　官公署発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）により登録者自らの申請であることが確認できたときは、登録と同時に「印鑑登録証」を交付します。
＊2　本人あてに「照会書」を送付しますので、その「照会書」の回答および本人確認書類の提示（代理人も含む）があったときに「印鑑登録証」を交付します。

マイナンバーカード

（個人番号カード）

市民課	443-2269
各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター	

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードのことです。
プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

●マイナンバーカードの申請について

- マイナンバーカードの交付を希望される方は、地方公共団体情報システム機構へ郵便で申請するか、スマートフォン・パソコンでオンライン申請を行ってください。
- 初めてマイナンバーカードを申請する方の交付申請書については、市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センター、各地区センター（一部を除く）、とやま市民交流館（平日10:00～17:15）で発行しています。詳しくは、上記窓口にお問い合わせください。
- 申請の手続き後、後日の交付となります。（即日交付はできません。）
- 初回の発行手数料は、無料です。（再発行は事由により手数料がかかります。）

●マイナンバーカード・電子証明書の更新

- マイナンバーカードには2種類の有効期限があり、更新の手続きが必要になります。
  詳しくは市ホームページをご確認ください。

●マイナンバーカードでできること

- 個人番号を証明する書類、本人確認書類として利用できます。
- コンビニで住民票、印鑑証明書などの公的な証明書が取得できます。
- オンラインで転出届（引越しワンストップサービス）や確定申告（e-Tax）などの電子申請ができます。
- 健康保険証（マイナ保険証）として利用できます。（事前にマイナアプリ（マイナポータル）（※）から利用申込みが必要。）
- 運転免許証（マイナ免許証）として利用できます。（住所地の運転免許センター等で手続きを行うことができます。）

※マイナアプリ（マイナポータル）は、政府が運営するオンラインサービスです。

●住所や氏名等に変更があったとき

マイナンバーカードをお持ちの方が、お引越しやご結婚等に伴い住所や氏名等に変更があった場合は、券面記載事項を最新のものにする必要があります。
転入の場合、届出できる期間が決められていますのでご注意ください。

1　転入日から14日以内、かつ転出予定日から30日以内に転入の届出をする必要があります。

2　転入届出日から90日以内にマイナンバーカードの券面記載事項変更の届出をする必要があります。

上記1及び2の期間内に手続きを行わなかった場合、カードが失効してしまいますので、ご注意ください。
転居や氏名変更に伴う券面変更の場合、届出できる期間に決まりはありませんが、お早めの手続きをおすすめします。

●マイナンバーカードを紛失したら

マイナンバーカードを紛失した場合は、カードの悪用を防ぐため、マイナンバーカード一時停止のお手続きをおとりください。
一時停止については、下記のいずれかの電話番号にご連絡ください。

- マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120－95－0178
- 個人番号カードコールセンター（有料）0570－783－578一時停止後に、カードが見つかった場合や再発行（有料）をする場合は、市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センターにて手続きを行ってください。詳しくは、お問い合わせください。

各種証明

■各種証明手数料

市民課	443-2048
各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター 各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館	

種　　類	内　　容	手　数　料
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・除籍全部事項証明書（除籍謄本）	戸籍・除籍に記載された事項の全部を証明したもの	戸籍 1通450円 除籍 1通750円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）除籍個人事項証明書（除籍抄本）	戸籍・除籍に記載された事項のうち一部を証明したもの	戸籍 1通450円 除籍 1通750円
改製原戸籍（謄本・抄本）	法令の改正により戸籍を作り直したときの、作り直す前の戸籍	1通750円
戸籍の附票の写し（謄本・抄本）	その戸籍に在籍中の住所の履歴を証明したもの	1通300円
戸籍受理証明書	戸籍届出受理に伴う証明	1通350円 （上質紙1通1,400円）
住民票の写し	住民票に記載された事項を証明したもの	1通300円
身分証明書	禁治産・準禁治産宣告、後見登記および破産宣告・破産手続開始決定の有無に関する証明	1通300円
独身証明書	現在婚姻していないことの証明	1通300円
印鑑登録証明書	登録している印鑑の証明	1枚300円

＊本人確認書類
窓口に来られた方の運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなどで本人確認をします。
＊委任状
本人以外の代理人が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。
＊印鑑登録証明書の申請に必要なものはP13をご覧ください。
＊郵便で請求をされるときは、下記の所にご送付ください。その際には、切手を貼った返信用封筒および手数料（定額小為替）、請求者の本人確認書類の写しを同封してください。（印鑑登録証明書は郵便での請求はできません。）

〒930-8510　富山市新桜町7-38　富山市役所市民生活部市民課

■戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の交付

市民課	☎443-2048

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提出することにより、紙の戸籍証明書の提出を省略することが可能な行政手続があります。オンライン（マイナアプリ）上で自動的に取得する場合と、紙で取得して行政機関に提出する場合の2種類があります。

証明書の種類	手数料
戸籍電子証明書提供用識別符号	1通　400円
除籍電子証明書提供用識別符号	1通　700円

＊電子証明書提供用識別符号と同一の戸籍証明書を同時に請求する場合、識別符号の手数料はかかりません。
＊オンライン（マイナアプリ）で取得する場合、手数料はかかりません。
＊地区センターでは取り扱いできません。
＊提出方法は、手続き先の行政機関にご確認ください。

■戸籍証明書等の広域交付

市民課	☎443-2048
各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター 各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館	

富山市以外の本籍地の戸籍証明書等を取得することができます。

証明書の種類	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通　450 円
除籍全部事項証明書	1通　750 円
除籍謄本、改製原戸籍謄本	1通　750 円

●広域交付を受けるには

請求できる人	戸籍に記載されている本人 配偶者 直系尊属（父母、祖父母など） 直系卑属（子、孫など） ※上記に該当しない傍系親族の戸籍請求や、委任状による代理請求はできません。本籍地の市区町村に請求してください。
申請に必要なもの	・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真付き身分証明書） ※健康保険資格確認書、年金手帳など顔写真のない身分証明書は不可
受付日 受付時間	月曜～金曜（祝日は除く）の 8：30 ～ 17：15 とやま市民交流館は 10：00 ～ 17：15

■コンビニ交付サービス

市民課 納税課	☎443-2048 ☎443-2026

マイナンバーカードを使用して、全国各地のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

証明書の種類	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項(個人事項)証明書 ・戸籍の附票の写し ・所得・課税証明書(P57参照)
利用時間	6 時 30 分から 23 時 ※ 12 月 29 日～ 1 月 3 日及びメンテナンス日を除く
手数料	窓口交付時と同額

＊マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が設定されている必要があります。

■とやま市民交流館　（CiC 3階 ☎444-0640）

開館時間　市民サービスコーナー　10:00～20:00
　　市民学習コーナー　10:00～21:00

●各サービスの受付時間

サービス内容		受付時間	
		平日	土・日・祝
各種証明書の交付の受付	住民票の写し	10:00～19:30	
	住民票記載事項証明書		
	印鑑登録証明書		
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）		
	戸籍の附票の写し		
	身分証明書		
	税証明書	10:00～19:00	
住民異動届、印鑑登録などの受付		10:00～19:00	
戸籍届の受付 ※平日夜間及び土日祝は預かり（19：30 受付終了）となります。		10:00 ～ 17:15	
戸籍広域交付の受付		10:00 ～ 17:15	
こども・妊産婦医療、児童手当、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、重度心身障害者医療、おでかけ定期券に関する各種届け出等の受付		10:00～19:30	
市民学習コーナーの使用時間		10:00～20:45	

休館日：CiC ビルの休館日、年末年始（12月29日～1月3日）
※手続きの内容によって、受付できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。